

変更理由書

(発注担当課：下水道施設課)

1 工 事 名 : 7-3 公共地頭方(補) 汚水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字地頭方地内

3 工 種 : 土木一式
(建設業法上の29分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 7 年 9 月 1 0 日から 令和 8 年 3 月 2 5 日まで	令和 一 年 一 月 一 日から 令和 一 年 一 月 一 日まで
契 約 金 額 (税 込)	4 3 , 7 7 1 , 2 0 0 円	4 3 , 6 6 0 , 1 0 0 円
工 事 概 要	工事延長：293.8m 汚水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ 200mm）：282.2m 取付管工：45箇所 試掘工：10箇所 アルミ矢板土留2.0m（1 段）35.1m 舗装版切断（t ≤ 15cm） 638.0m 舗装版切断（15cm < t ≤ 30cm） —m	工事延長：293.0m 汚水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ 200mm）：281.4m 取付管工：33箇所 試掘工：11箇所 アルミ矢板土留2.0m（1 段）38.3m 舗装版切断（t ≤ 15cm） 160.3m 舗装版切断（15cm < t ≤ 30cm） 457.2m 【新規】 排水構造物切り回し工：1 式 残置コンクリート殻運搬処理工：1 式 施工合理化調査費：1 式

5 変更理由

1. 試掘箇所の追加について

No. 97-1～97-2 路線に隣接する住宅の雑排水管位置が不明のため試掘工を1 箇所追加する。
(試掘工+1 箇所)

2. 現地調査及び試掘調査等の結果について

現地調査及び試掘結果等を踏まえ、以下4 点の内容を変更する。

- ・No. 85-2 マンホール位置付近にコンクリート版を確認したため、運搬処理工を追加する。
(〔新規〕残置コンクリート殻運搬処理工：+ 1 式)
- ・No. 82-1 及び No. 86-1 のマンホール位置が埋設管と干渉するためマンホール位置を変更する。
(汚水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ 200mm）：- 0.8m)
- ・No. 85-1～(既設) No. 88-1、No. 97-2～(既設) No. 90-2-1 路線の既設路盤に石灰改良が確認されたため、カッター切断深さを変更し、コンクリート殻処分に変更する。
(舗装版切断（t ≤ 15 cm）：- 477.7m、舗装版切断（15 cm < t ≤ 30 cm）：+ 457.2m)
- ・No. 85-1 マンホールにおいて削孔位置が、部材同士の継ぎ目に干渉するため、No. 86-3～85-1 路線の管底高を変更する。
(アルミ矢板土留 2.0m（1 段）+ 3.2m)

3. 不明管の撤去、再設置について

No. 97-3～97-4 路線で、縦断的に不明管があるため、当該管渠の切り回しをする。
(〔新規〕排水構造物切り回し工：+ 1 式)

4. 取付管の数量変更について

地権者の要望により、取付管接続箇所数を変更する。
(取付管工：- 12 箇所)

5. 下水道工事施工合理化調査の実施について

下水道用設計標準歩掛表の新規制定及び改正に資する事を目的に国土交通省より調査を依頼されたため、調書の作成費用を追加する。
(〔新規〕施工合理化調査費：+ 1 式)

以上の結果、減額変更する。